

不燃化特区の支援制度のご案内 補足説明

1. 【助成を受けることができる方】の内、中小企業者の方

[助成対象確認申請] 時に提出する書類

- ・ 法人住民税(地方税) : 納税(課税)証明書
- ・ 法人登記事項全部証明書(法務局)
- ・ 健康保険等適用事業所関係事項確認書(年金事務所)

[交付申請] 時に提出する書類

- ・ 消費税仕入額控除確認書 ※

※「消費税仕入額控除確認書」は、中小企業者と個人事業者等の方は提出してください。

2. 【3. 戸建建替え助成・共同住宅建替え助成】に係る建替え後の建物の条件

[耐火建築物又は準耐火建築物] については次のとおりであること

- ・ 建築基準法第53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等
- ・ 建築基準法第53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等

3. 【4. 住替え助成】の該当者の条件について

[住替え先が老朽建築物以外]については、次のとおりとする。

住替え先の建築物は、不燃化特区又は整備地域の区域内(※)の老朽建築物以外とする

※ 不燃化特区又は整備地域の区域は、区にお問合せください。

4. 【参考資料 助成額の計算例】の内、老朽建築物除却助成は下記のとおり

老朽建築物 延べ面積 120㎡ の場合

標準単価による算定

$$120\text{㎡} \times 28,000\text{円(除却単価)} = 336\text{万円} \quad \textcircled{1}$$

実際の要した費用 350万円 $\textcircled{2}$

上限額 80万円 $\textcircled{3}$

《助成額》 $\textcircled{1} \cdot \textcircled{2} \cdot \textcircled{3}$ のうち最小の額 80万円